

計量法関係手数料	手数料 R01.10.1施行 金額 円
【装置検査、基準器検査】	
【装置検査】	
タクシーメーター	720
【基準器検査】	
1. 長さ基準器	
タクシーメーター装置検査用基準器	13,400
2. 質量基準器	
イ. 基準手動天びん (ひょう量が2 t以下であって、目量又は感量がひょう量の四千分の一以上)	4,900
ロ. 基準台手動はかり (ひょう量が5 t以下のもの)	
ひょう量が1 k g以下のもの	3,350
ひょう量が10 k g以下のもの	5,300
ひょう量が50 k g以下のもの	7,800
ひょう量が200 k g以下のもの	10,500
ひょう量が500 k g以下のもの	14,000
ひょう量が500 k gを超えるもの 14,000円に、500 k gまでを増すごとに6,900円を加えた額。	
ハ. 基準直示天びん (ひょう量が2 t以下であって、目量又は感量がひょう量の四千分の一以上)	7,900
ニ. 基準分銅	
(1) 1級基準分銅	
表す質量が200 g以下のもの	3,200
表す質量が200 gを超えるもの	7,900
(2) 2級基準分銅	
表す質量が5 k g以下のもの	640
表す質量が50 k g以下のもの	780
表す質量が50 k gを超えるもの	8,800
(3) 3級基準分銅	
表す質量が5 k g以下のもの	480
表す質量が50 k g以下のもの	650
表す質量が50 k gを超えるもの	7,100
3. 体積基準器	
液体基準タンク (全量千L未満)	
水道メーター又は温水メーター用	34,000
液体基準タンク (全量25L以下)	
燃料油メーター用	13,600
二以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが一増すごとに3.に掲げる金額の5割の額を加算するものとする。	